

## 第7章 参考資料

### 上板町次世代育成支援行動計画策定委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 次世代育成支援対策推進法の基本理念に基づき、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される社会の形成を実現するため、上板町次世代育成支援行動計画（以下「行動計画」という。）策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 行動計画の策定に関する事項
- (2) その他行動計画の策定に関して必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員30名以内で組織する。

- 2 委員会は各種団体の役員、識見を有する者その他町長が必要と認める者で構成する。
- 3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は第1条の目的を達成したときとする。

(会議)

第5条 委員長は、会議を招集し、会議の議長となる。

(作業部会)

第6条 委員会の円滑な運営を図るため、委員会に上板町次世代育成支援行動計画作業部会（以下「作業部会」という）を置く。

- 2 作業部会は行動計画に係る専門的な事項を調査研究する。
- 3 作業部会の委員は、識見を有する者その他町長が必要と認める者で構成する。
- 4 作業部会は調査研究、審議の経過及び結果を委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉保健課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、委員長が委員会に諮ってこれを定める。

附 則

- 1 この要綱は平成21年4月1日から施行する。

上板町次世代育成支援行動計画策定委員会名簿

No.	機関・団体等	職名	氏名	備考
1	徳島県東部保健福祉局	所長	増田 文計	
2	こども女性相談センター	所長	森谷 広文	
3	板野警察署	署長	山蔭 隆宏	
4	上板町医師会	会長	佐藤 弘人	
5	上板町歯科医師会	代表	加川 公也	
6	上板町民生・児童委員協議会	会長	西條 力	
7	上板町主任児童委員		正木 秀美	
8	上板町主任児童委員		本淨 世子	
9	上板町社会福祉協議会	事務局長	津川 旭	
10	さくら保育所	所長	植田 浩二	
11	神宅幼稚園・小学校	園長・校長	森口 雅彦	
12	東光幼稚園・小学校	園長・校長	濱口 恒一郎	
13	松島幼稚園・小学校	園長・校長	木村 博行	
14	高志幼稚園・小学校	園長・校長	浜 純子	
15	上板中学校	校長	横田 茂則	
16	上板町教育委員会	教育長	板東 秀則	
17	上板町婦人会	会長	多富 テルミ	
18	上板町PTA連合会	会長	高志 晃生	
19	上板町親子会	会長	岡部 良恵	